

グランパ基金 2025

地域創造基金さなぶりは、中川清司様の遺贈を原資として「グランパ基金」を設立しました。
社会の様々な困窮や困難に直面している方々への幅広い支援を進めてまいります。



公益財団法人
地域創造基金さなぶり



基金の背景

故中川清司様について

6カ国語を操る語学堪能な方で、30歳代はルクセンブルク大公国を拠点にヨーロッパでエンジニアリング会社の営業活動に従事。登山を愛し、発展途上国の支援活動に関心をお持ちでした。

基金の規模

遺贈寄付原資約2億円と運用収益をもとに2025年度から10年間、毎年3千万円程度の助成を予定しています。



本説明資料について

原則として、募集要項に記載されている内容をPPTの形に整理しています。申請準備に際しては、必ず募集要項をご確認ください。募集要項における記載事項を優先します。



グランパ基金 2025

対象事業について



募集概要：2025年度

申請締切

2025年12月26日(金)
13:00 必着

※Webフォーム登録＋書類メール提出

事業対象期間

2026年4月1日から2027年3月31日
(最大12か月間)

助成決定

2026年3月末 予定
助成率は100%も可

領域A: 250万円～500万円
領域B・C: 100万円～300万円

支援対象の3つの領域

領域A:外国人住民

外国籍をもち日本に居住する外国人住民、及び外国にルーツをもつ人々への支援活動

領域B:子ども

国籍を問わず、子どもに対する支援活動、いじめ予防対応、並びに子どもに関わる大人への研修事業

領域C:被災者支援

自然災害の被災地における被災者支援活動

領域A:外国人住民支援

01

日本語教師の育成にかかる モデル事業の実施

地域の日本語教育はボランティアに大きく頼っている一方、来日する外国人の第1言語（母語）の多様化もあり、母語理解や多文化対応が可能な日本語教育がより一層求められています。日本語運用能力の高い外国籍の方の教育プロセスへの関与を深める、または特定の母語を中心に外国人と協働で教育課程をつくるなど、従来の枠組みを超えて、日本語学習の多様なニーズ（量的・質的）に対応できる人材育成にかかるモデル事業を期待します。

02

特定地域の状況やニーズを 明らかにする調査

一口に外国人といっても国籍や来日理由、家族構成や年代等により、同じ地域で暮らしていく際の困りごとは多種多様であり、必要な支援の組み立ても変わってきます。そこで、特定の地域に暮らす外国人住民の個人に焦点をあて、就労や子育て、日本語教育や余暇等の暮らしのニーズや困りごと等だけでなく、その方が持つ資源や得意なことも含めて調査すること、それを地域内で共有すること、そのなかで次の対応策を考えることを支援します。

03

相互理解、外国人住民の余暇 活動の充実化

外国籍や外国にルーツを持つ方の定住や就労が急速に進んでいます。地域社会における日本人側の受けとめも多様で、外国人住民という言葉の広がりにもある通り、もはや地域に暮らす隣人として共生にむけたプロセスをどのようにつくっていくのかは、引き続き重要な意味があると考えています。そこで、相互理解を図る取組みだけでなく、当初は言語や文化の違いなどがあり、外国人住民が支援を受ける立場かもしれませんが、余暇活動や当事者として自ら地域において取組みを始めることも十分に重要なことで、そこにむけた環境整備や取組みも支援します。

6

領域B:子ども支援

01

困難に直面している子どもへの支援

子ども支援ということで、原則的には18歳以下を想定しています。同時に、子ども期に直面した問題や原家族の状況により、施設や里親のもとで暮らさざるを得ない若者もいるため、子ども期に生じた課題への対応ということについては25歳までの若者を対象にしたものも対象とします。このB①の領域では、特段の分野を指定するものではなく、後半に経済的困窮、社会的孤立、ネグレクト、不登校・引きこもり、虐待、自殺など子どもが直面する課題に対する対応を広範に行うものを支援します。

02

いじめ予防教育の実践

本事業では、1) いじめ予防にかかる取組みを学校現場や家庭等において実践する取組み、2) その実践にむけた準備をする取組みを支援します。その際に重視することは、早期発見のアプローチよりも「いじめの予防」、及び「いじめを予防する環境づくり」とします。

【いじめ予防の実践】講演会等の開催のみの事業は対象外とし子どもや教員、親・保護者に対する研修や授業、ワークショップ等を含むものを対象とします。学校教育現場からすれば1年間は非常に短期間ですので、現場での「いじめ予防にかかる実践を実現すること」を重視し、認知件数の変化等の指標の変化、冊子の作成＝成果の可視化等は不要です。

03

不登校支援スタッフ向け研修

不登校の状態にある子ども・若者を支援している活動の広がりによって、各団体の日常活動ではなく人材育成、研修や視察等を行う取組みを支援します。現状では「不登校の子ども」としても、その背景や直面している課題はさまざまです。学校という構造によるもの、経済的な困窮、いじめの経験や障がいをもっている子どもたちなど、対応を行うスタッフの対応は多様な素地が求められる状況があります。それは、専門職としての素地ばかりでなく、非専門職としての専門性も含み、現場での実践や蓄積、または他団体での取組みをもとに、さらに活動を深めていく取組みを対象とします。

領域B:子ども支援・補足

03

不登校支援スタッフ向け研修

不登校の状態にある子ども・若者を支援している活動の広がりによって、各団体の日常活動ではなく人材育成、研修や視察等を行う取り組みを支援します。現状では「不登校の子ども」といっても、その背景や直面している課題はさまざまです。学校という構造によるもの、経済的な困窮、いじめの経験や障がいをもっている子どもたちなどと、対応を行うスタッフの対応は多様な素地が求められる状況があります。それは、専門職としての素地ばかりでなく、非専門職としての専門性も含み、現場での実践や蓄積、または他団体での取り組みをもとに、さらに活動を深めていく取り組みを対象とします。

【A】指定テーマ：

「子ども観」、不登校の子どものおかれた現状や背景、どのような子どもとの関わりをもち、その理由や意図はどのようなものか等について他の不登校の子ども・若者支援を行っている団体へのヒアリングを行い、自団体の在り方を再検討する取組みを支援します。研修形態としては出来る限り訪問のうえ、活動や運営等について、最低3団体以上に複数人で、各1回以上の訪問を前提とします。以下に当てはまる活動への訪問にかかる費用（訪問先への謝金、旅費、交通費、訪問と報告にかかる人件費等の必要経費）を支援します。

- a. 不登校の子ども・若者を支援している民間の活動（法人格を問わず）
- b. NPO法人等が運営しているサポート校
- c. 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）※文部科学省の指定

【B】自由テーマ：

不登校の子ども・若者を支援している民間の活動として、現場スタッフが必要とする研修を実施するための費用を支援します。（講師謝金・招聘旅費他、必要経費）

02&03 特例処置

いじめ予防教育の実践&不登校支援スタッフ向け研修

特例：

- ✓「**領域B_子ども・②いじめ予防教育の実践にかかる取組み**」は、学校法人、文部科学省の指定を受けている「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の他、教育委員会事務局も対象となり、申請が可能です。
- ✓「**領域B_子ども・③不登校の子どもを支援するスタッフ向けの研修等にかかる取組み**」は、文部科学省の指定を受けている「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」も対象となり、事務的に教育委員会事務局が申請者になる場合も申請が可能です。

領域C:被災者支援

01

被災者への支援活動、特に民間団体による支援として強みを発揮できる
取り組み

02

発災から時間が経過している場合は、残された課題への対応をしよう
とする取り組み

2 次避難先、県外避難先を問わず、内閣府より激甚災害指定をうけた災害（被災地）による被災者であること。年齢、性別、国籍、障がいの有無等関係なく、被災者であることが何らかの形で確認、または推認できること。

- a. 2018年1月1日以降に発生した激甚災害
- b. 能登半島地震への対応を優先

グランパ基金 2025

申請に関わることについて



対象となる団体

1

基本要件

日本国内に本拠地を有し、設立後2年が経過していること。民間組織の場合は、原則として定款や規約等を有していること。

2

組織形態

市民活動団体(任意団体、NPO法人、一般社団法人)、ネットワーク団体、中間支援団体。法人格の有無は問いません。

3

管理能力

報告書の提出と資金の管理を確約できること。入出金の記帳、領収書の保存・管理、決算書の作成ができること。

□ 注記:

- a. 【対象団体】 原則として、申請締切日を基準に申請団体の設立後の活動が2年未満の場合：但し、団体の主要な構成者（団体）に当該領域における2年以上の活動実績がある場合には、申請対象になる場合があります。
- b. 【対象団体】 市民活動団体に加え、領域BのB②いじめ予防教育、B②不登校支援スタッフ研修については、学校法人、学びの多様化学校、教育委員会事務局も申請可能です。

対象となる団体・対象外となる団体（詳細）

1. 対象となる団体

1. 日本国内に本拠地を有し、申請締切日を基準に申請団体の設立後2年が経過していること
2. 定款や規約等を有していること ※教育委員会、公立校を除く
3. 法人格の有無を問わず以下のいずれかに該当する組織
 1. 市民活動団体（任意団体、認定NPO法人/NPO法人、一般社団法人）で、今後も継続した活動を実施しようとする意志と能力がある組織
※公益社団法人、公益財団法人はご相談下さい。
 2. 現場組織が集まったネットワーク団体、同種の活動を支援する中間支援団体
4. 報告書の提出と資金の管理を確約できる組織
 1. 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
 2. 決算書の作成：団体として収支の状況が明らかになる計算書の作成ができていないこと
 1. 報告書の提出とは：事業の実施日や実施事項等の報告を含み、本基金指定の報告書にて、事業面・会計面で提出をいただきます。
 2. 資金管理とは：原則、本事業専用の口座の開設、もしくは〇円残高の口座に助成金を入金します。そのうえで、何らかの出納帳の作成、一般的な証拠証憑の提出（半期分、事業終了時に残る半期分）ができること。

5. 特例：

1. 「領域B_子ども・②いじめ予防教育の実践にかかる取組み」は、学校法人、文部科学省の指定を受けている「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の他、教育委員会事務局も対象となり、申請が可能です。
2. 「領域B_子ども・③不登校の子どもを支援するスタッフ向けの研修等にかかる取組み」は、文部科学省の指定を受けている「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」も対象となり、事務的に教育委員会事務局が申請者になる場合も申請が可能です。

2. 対象外となる団体

1. 原則として、広範（複数の県域等）かつ全国的に支援活動を行っている組織は対象外とします。
2. 原則として、申請締切日を基準に申請団体の設立後の活動が2年未満の場合：但し、団体の主要な構成者（団体）に当該領域における2年以上の活動実績がある場合には、申請対象になる場合があります。
3. 定款や規約等を有していない場合 ※教育委員会、公立校を除く
4. 法人格の有無を問わず、国内に本拠地がない場合
5. 特定の政治・宗教にかかる活動の普及・布教を目的としている団体
6. 申請事業を申請団体の定款や規定などにおいて、宗教の布教または実質的にそのような目的を有している組織

対象となる費用、対象外となる費用

対象となる費用の例

- 役員・職員への報酬・人件費(助成申請額の6割まで)
- 講師謝金、視察・研修の旅費交通費
- 活動拠点の家賃や水道光熱費
- 通訳者への報酬、翻訳機器の購入
- 食材、食事の購入費用
- 活動に必要な資材・図書等の購入

対象外となる費用

- 日本国外で使用される経費
- 助成金締結日以前の支出
- 個人への物品贈与や現金給付
- 奨学金や支援金等の給付資金
- 事業に直接関係しない団体維持費
- 役員・職員への報酬・人件費(助成申請額の6割超)

対象となる費用、対象外となる費用（詳細）

1.対象となる費用の例：

1. 申請団体の役員・職員への報酬・人件費は、**以下の区分1、2のいずれも助成申請額の6割までとし、原則「人件費」として計上してください。**
 - ✓ 【区分1】役員への報酬：役員名簿に記載のある個人への支払い
 - ✓ 【区分2】職員への人件費：有給の専従（概ね週40時間）、非専従（40時間未満）の区分に関わらず、雇用契約を結んでいる職員への支払い
2. 単発のアルバイト等への支払・謝金も対象とします。（謝金として計上してください）但し、継続反復的に、同じ支払者に謝金を支払っている場合は、事実上の人件費に該当すると判断され、総額6割にカウントされます。
3. 視察や研修の講師謝金、視察等の研修受入れ謝金、その旅費交通費など
4. 居場所や活動拠点にかかる家賃や水道光熱費、公民館等の部屋の賃借料
5. 通訳者への報酬、簡易翻訳機器の購入費用等
6. 困窮状態を支援するための食材、食事（弁当）の購入費用
7. 活動に必要な知見を得るための研修の実施、講師招聘／オンライン講義の謝金等
8. 活動に必要な資材・図書・玩具等の購入費
9. その他、行政支援等の狭間にあることで当事者が厳しい状況に置かれている状況を改善するために必要なもの ※分娩費用を含む医療費の支払については応相談
10. 活動の質を高め、適切な規模への拡充、並びに活動の継続性を高めることに資するもの

2.対象外となる費用：

1. 日本国外で使用される経費、または日本国外へ渡航するための費用
2. 申請団体の役員・職員への報酬のうち、助成申請額の6割を超えた費用
3. 申請団体の役員・職員が「人件費分とは別」に講師役等となって支出する謝金
4. 助成金締結日以前に支出した経費
5. 食材・材料費等のうち、「酒類」の購入費用
6. 本助成事業の資金を、個人への物品贈与や事実上の贈与に該当するようなもの（申請団体が義理人や管理者としての貸与であっても、貸与期限や返還されることを前提としないもの）
7. 本助成事業の資金を、事実上特定の個人を支援するために支出されるもの
 1. 食糧品等を除く支援物資の購入 ※但し、被災者支援に関しては応相談
 2. 帰国費用、航空券代等
 3. 但し、分娩費用を含む医療費の支払については応相談
8. 本助成事業の資金を、奨学金や支援金等の給付資金、並びに貸与資金に充当すること
9. 申請団体の支援対象者に給付・供与・提供するための機具等の購入、契約費用。インターネット接続機器、タブレット、PC等の購入費、並びに助成金そのものを現金給付に用いること
 1. **機器を貸与するための機材の購入は対象になります**
10. 事業に直接関係しない団体維持のための経費、及び「予備費と雑費」
11. その他、審査会、並びに弊財団が適当ではないと認めた支出

審査のポイント・期待する事業



当事者性

当事者の困りごとを起点とし、当事者の目線に立った解決策であること
現場スタッフの課題改善も含む。



予防・継続

対症療法だけでなく、予防的アプローチや、
支援の担い手育成など継続できる体制構築



拡充・進化

全くの新規でなくとも、既存事業の質的向上や、効率化、有効化へ

申請書類A 【非営利組織、NPO／学校法人等】

	領域A 外国人住民	領域B 子ども	領域C 被災者支援
01__団体基本情報	【必須】指定様式・ウェブ上のフォーム		
02__申請書	【必須】・指定 申請書__A	【必須】・指定 申請書__B	【必須】・指定 申請書__C
03__予算書	【必須】・指定様式		
04__役員リスト	【必須】・指定様式 市民活動団体、NPO、学校法人等は理事・監事等		
05__事業責任者の略歴	【必須】指定様式		
06__規約や定款など	【必須】自由書式		
07__事業報告書	【必要】2024年度分・1か年分		
08__決算書（会計報告書） ※収支計算書等、貸借対照表、財産目録	【必要】2024年度分・1か年分		
09__申請分野にかかる 事業実績がわかる資料	【任意】参考資料として ※必須ではありません		
チラシやパンフレット等活動が分かるもの	【任意】参考資料として ※必須ではありません		

※ 学校法人において、事業報告書のページ数が多い、決算書や事業報告が非公開扱い等の場合は、事務局まで電子メールにてお問い合わせください。

申請書類B 【教育委員会、公立学校むけ】 ※学校法人が申請主体の場合はA参照

	領域A 外国人住民	領域B 子ども	領域C 被災者支援
01__団体基本情報	【必須】指定様式・ウェブ上のフォーム		
02__申請書	【必須】・指定 申請書__A	【必須】・指定 申請書__B	【必須】・指定 申請書__C
03__予算書	【必須】・指定様式		
04__役員リスト	【必須】・指定様式： 教育委員会等は委員、公立学校等は、校長や教頭等の管理職者 ※難しい場合はお問い合わせください。		
05__事業責任者の略歴	【必須】指定様式		
06__規約や定款など	不 要		
07__事業報告書	【任意】2024年度分・1か年分／公開可能なものがあれば 但し、 <u>本申請に関わる箇所のみで結構です。</u>		
08__決算書（会計報告書）	原則、不要 ※申請事業に関わる箇所について公開可能なものがあれば。		
09__申請分野にかかる 事業実績がわかる資料	【任意】参考資料として ※必須ではありません		
チラシやパンフレット等活動が分かるもの	【任意】参考資料として ※必須ではありません		

審査

- ✓ 弊財団が指名する、独立した第3者で構成される審査会にて採否を検討し、採否を検討します。
- ✓ 必要に応じて書面だけでなく、追加でヒアリングを行うことがありますが、全申請事業を対象に行うものではありません。

申請方法とスケジュール

<重要> 本助成事業の申請は以下の2つが、締切までに弊財団宛に到達/到着している必要があります。

1. 団体基本情報：インターネット上のフォームから
<https://forms.office.com/r/Wd38MUpwRU>
2. 指定書類：電子メールにて以下のアドレスに送信
LGFF@sanaburifund.org
3. ファイル形式：審査の事務手続き上、**ワードやエクセル形式のまま**お送りください。もしご心配でしたら、ワードやエクセルに加えてPDF版も送付ください。

お問い合わせ先

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル602

TEL: 022-748-7283 / E-mail: LGFF@sanaburifund.org

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～17:00



グランパ基金 2025

申請書の記述について



申請書の様式のダウンロード

- ✓ 要項はPDF形式、その他の指定様式等はZIP形式にて圧縮しています。
- ✓ 解凍をして、必要なファイルを選びデータを入力してください。

申請方法

<https://sanaburifund.org/shiensupport/2025/11/18436/>

- (1) 【共通】団体基本情報を送信

[団体基本情報の申請フォーム（申請前の送信も可です）](#)

- (2) 必要書類をダウンロード＆書類の作成
- (3) 電子メールにて申請書類を送信
- 領域ごとに定めがありますので、必ず募集要項をご確認ください

申請時には、必ず募集要項を確認ください。募集要項に記載されている内容、記載されていない点については、事務局までお問い合わせください。

• [募集要項](#)

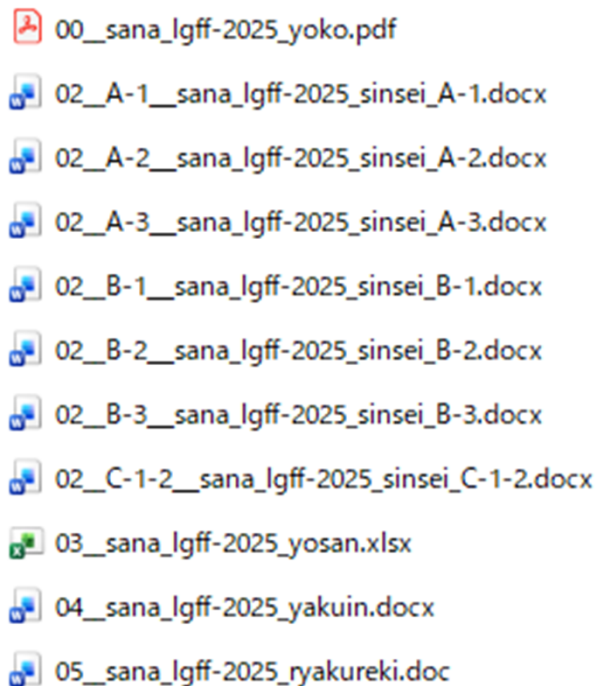
• [申請書類（MS-ワード版）セット（ZIP形式 600kb弱）](#)

申請書の様式

- ✓ 各申請書のファイル内の各項目において、記述内容についての説明を記載しています。
- ✓ 領域ごとに分かれており、設問や項目設定が分かれています。申請をご希望する領域にあわせた申請書の様式をお選びください。

02_A-1 = 領域Aの1番目の領域の意味

- ✓ 1組織1申請となると思いますので、02と頭にあるファイルのうち、1点を作成し、他の書類とあわせてご提出ください。



申請書の書き方について

- ✓ 記述内容についての説明はこのような形です。
- ✓ 冒頭、四角囲みにあるように項目ごとに説明を行っています。
- ✓ 記述内容については、緑色の印をつけたように、期待する記述内容について記載をしています。
- ✓ ご不明な点は、電子メール、もしくは個別相談をぜひご活用ください。

「グランバ基金」

領域 B_子ども：②いじめ予防教育の実践 領域 B-② 専用 申請書・記入例

1. 申請概略

申請団体名	団体名をお書きください
活動期間	2026 年 4 月 1 日～2027 年 ____ 月 ____ 日 ※12か月間の事業の場合は 2027 年 3 月 31 日までになります
申請金額(単位円)	(助成申請金額をお書きください) 円(単位円)
活動の実施地域	(〇〇市等の地名、もしくは〇〇県全域など)

2. 本事業の対象地域におけるいじめをとりまく現状や課題等

※対象となる地域において、これまでの「対象とする地域」の現在の様子、統計的情報、或いは概況的な部分についての状況を知らせてください

3. これまでの取組みの概略

※対象となる地域において、これまでの「いじめの予防」、及び「いじめを予防する環境づくりに該当するよう取組みを」実施していれば、おおよその時期やタイトル程度をお知らせください。過去1～2年程度分で結構です。
NPO等外部団体との連携、或いは申請団体が地域の団体の場合は「行政や学校」の連携実績等

個別相談のご活用

個別相談をお勧めします。助成事業の申請に際しての細かな質問や確認事項等ありましたら、メールで頂いても結構ですが、詳細な内容についてはzoomにてお時間をお取りください。原則1時間程度です。

2025年11月18日～12月19日までの間、先着順で相談を受け付けます。詳しくは本事業ウェブサイトからお申込みください。

その他、事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町1-2-23 桜大町ビル602

TEL: 022-748-7283 / E-mail: LGFF@sanaburifund.org

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:30～17:00



公益財団法人
地域創造基金さなぶり



Made with Napkin